

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（表示）	（表示）
2	<p>第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。）</p> <p>二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法</p>	<p>第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法</p>
	二 （同上）	
	法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大書き等は様式第七号注1から3までによるものとする。	

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該適合表示端末機器を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電

磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 (同上)

まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大さ等は様式第七号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十九条 法第一百四条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十九条 法第一百四条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で

表示することができるようにする方法

2| 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第七号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようする方法

3| 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

二 （同上）

2| 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十八条 法第百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示をするときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

- 2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第七号注1から3までによるものとする。

- 一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

- 二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようする方

(表示)

第三十八条 法第百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示をするときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 (同上)

3| 第一項第二号及び前項第一号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、こゝで表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、記載した書類の当該端末機器又は当該適合表示端末機器を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十三条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない特定端末機器にあつては、当該特定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当該特定端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようとする方法

2| 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大書き等は様式第十四号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所

2| 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

やるを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十三条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 (同上)

に付す方法

〔1〕 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示する。」が、やむを得ない方法

〔3〕 第一項第一号及び前項第一号に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合、電磁的方法により表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、いれいを記載した書類の当該特定端末機器又は当該適合表示端末機器を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにする。

〔2〕 前項第一号に規定する方法により特定端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法により表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、いれいを記載した書類の当該特定端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにする。

様式第7号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）
表示は、次の様式に記号[A]及び技術基準適合認定番号又は記号[T]及び設計認証番号を附加したものとする。
(図略)

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

2～4 (略)

様式第7号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）
表示は、次の様式に記号[A]及び技術基準適合認定番号又は記号[T]及び設計認証番号を附加したものとする。
(図略)

注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上）であること。

2～4 (略)

様式第14号（第43条関係）

表示は、次の様式に記号[T]及び識別番号を附加したものとする。
(図略)

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

様式第14号（第43条関係）

表示は、次の様式に記号[T]及び識別番号を附加したものとする。

(図略)

注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上）であること。

2～4 (略)

附則

2～4 (略)

の省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日から施行する。